

太社福第1782号

平成29年12月19日

太子町子ども・子育て会議

会長 武田 英樹 様

太子町長 服部 千秋



「太子町子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて（諮問）

「太子町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けしていますが、国が示した「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととなっています。

つきましては、太子町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第17号）第2条に基づき、「太子町子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて、ご審議いただきたく諮問いたします。